

**「予約制」
マイナンバーカード
休日・夜間臨時窓口**

市民課 ☎ 91135

電話または市公式LINEで事前に予約をしてください（先着順）。

※交付申請に必要な写真撮影や申請支援もします

※カードの受け取りには、申請から1カ月半程度かかります

●臨時窓口での受け付け業務

マイナンバーカードの申請、受け取り、電子証明書の更新など

●夜間臨時窓口

開設日 原則、毎月第2木曜日、第4火曜日の毎月2回

受付時間 17時30分～19時35分

受付人数 市が指定した各時間帯に5人程度（先着順）

●休日臨時窓口

開設日 原則、毎月第4土曜日の毎月1回（4月を除く）

受付時間 9時～13時

受付人数 1時間10人程度（先着順）

●共通事項

ところ 市役所市民課

予約方法 開設日の40日前から予約を受け付けます。予約締め切りは、電話予約は開設日の前開庁日まで、LINE予約は開設日の10日前までです。

国民年金保険料の改定

保険課 ☎ 9160

4月から令和7年3月までの国民年金保険料は月額1万6980円です。

現在就学中の人は、申請書を提出することで在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。詳しくは問い合わせてください。

**自転車駐車場を正しく
利用しましょう**

維持管理課 ☎ 9173

自転車またはバイクでJRや広島電鉄の駅を利用する際は、歩道などに放置せず周辺の自転車駐車場を利用してください。

歩道などに放置された自転車またはバイクは、公共の場所における円滑な交通確保のため撤去しています。

撤去した自転車などは、自転車保管場所まで返却します。

保管場所

- ・JR廿日市駅前自転車駐車場（駅前1の7） ☎ 7374
- ・JR大野浦駅自転車駐車場（塩屋1の1の51） ☎ 2755

引き取り時に必要なもの

- ①自転車鍵 ②身分を証明するもの ③移送手数料（自転車1

※カードの交付場所名が「各支所」となっている人で、臨時窓口での受け取りを希望する人は、市民課へ電話予約をした後、受け取り希望日の5開庁日前の17時までに、交付通知書（はがき）に記載の各支所に電話連絡をし、受け取り場所を変更してください

**令和6年度は固定資産の
評価替えの年です**課税課 土地係 ☎ 9115
家屋係 ☎ 9116

固定資産税は、毎年1月1日現在、土地、家屋、償却資産を所有している人がその固定資産のある市町村に納める税金です。

評価替えは、資産価格の変動に対応し、固定資産税の評価額を3年ごとに、均衡のとれた価格に見直す制度です。原則、その後2年間、評価額は据え置かれます。

土地の評価 固定資産評価基準の地目別に定められた評価方法により、評価額を見直します。据え置き年度（評価替え

でない年度）に、新たに課税対象になったり、地目の変更があったり、地価が著しく下落している地域の宅地は評価額を修正します。

家屋の評価

・新築の家屋は、総務大臣が定めた新しい固定資産評価基準により再建築価格を求め、経過年数に応じた減点補正などを行う方式（再建築価格方式）で評価額を算出します。

・新築以外の家屋（在来分の家屋）は、前年度の再建築価格に再建築費評価点補正率を乗じて求めます。

※再建築費評価点補正率とは、工事原価の変動を反映した率で、令和6年度の評価替えでは、固定資産評価基準により木造家屋1・11、非木造家屋1・07とされました

※前年度の評価額を上回る場合は、前年度の評価額に据え置きます

納税通知書

令和6年1月1日（賦課期日）現在の土地、家屋の所有者（納税管理人・相続人代表を含む）へ5月初旬に納税通知書を送付します。

●固定資産の価格などの縦覧

固定資産の納税者が所有している市内の固定資産（土地・家屋）の価格と市内の他の固定資

産の価格を比較し、適正か判断するための固定資産縦覧帳簿を縦覧できます。

とき 4月1日（月）～5月31日（金）

ところ 市役所課税課、各支所

市民福祉（窓口）担当

縦覧できる人

- ・固定資産税の納税者またはその同一世帯の人
- ・代理人（固定資産税の納税者の委任状がある人）
- ・納税管理人
- ・法人の場合、法人の代表者からの委任状がある人

縦覧に必要なもの

本人確認ができるもの（マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証など）

固定資産縦覧帳簿の記載内容

- ・土地課税（補充）台帳に登録された土地の所在、地番、地目、地積、固定資産税に関わる価格
- ・家屋課税（補充）台帳に登録された家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年次、固定資産税に関わる価格

**佐伯・吉和地域を
対象とした
家庭ごみの拠点回収**

循環型社会推進課 ☎ 9133

ごみ処理施設までの距離が遠い佐伯・吉和地域を対象に、佐

伯クリーンセンター跡地で、毎月第2土曜日に臨時の家庭ごみ回収を行っています。

とき 毎月第2土曜日9時～12時

ところ 佐伯クリーンセンター跡地（浅原524）

対象 佐伯・吉和地域

回収するごみ 市が処理可能なごみ

※ごみステーションに出す時と同じように分別してください

※燃やせるごみは黄色の指定袋に入れてください。おむつまたは、草・葉、小枝で30cm未満のものは、特例として白色の指定袋で出すことができます

※大型ごみは、大型ごみ処分手数料納付券を貼付してください

**LINEでも
思いやり駐車場利用証の
交付申請ができます**

健康福祉総務課 ☎ 9151

簡単に便利な申請方法です。

申請の流れ

- ①廿日市市のLINE公式アカウントを「友だち登録」
- ②トーク画面のメニューで「申請」から「福祉・健康」を選ぶ
- ③トーク画面で必要事項を入力し、郵送料140円を決済
- ④後日、利用証が郵送で届く

・障害者支援施設などに入所していない人

※実施期間、回数などは訓練目標などにより設定します

選考方法

書類審査など

申込方法

身体障害者手帳を持って、山崎本社みんなのあいプラザ3階障害福祉課、各支所福祉担当まで直接。

申込締切 4月15日（月）

スポーツ**第37回市民スポーツ大会**

スポーツ推進課 ☎ 9206

市に在住、在勤、在学している人を対象に、市民スポーツの普及・振興を図り、競技力向上と体力増進を目的に、各種スポーツ大会を実施します。

内容

各種目により日時、場所、参加対象、申込締切が異なります。詳しくは、市ホームページを確認してください。

申込方法

廿日市市スポーツ協会事務局にある申込用紙に記入し、持参、郵送、またはファクスで申込先へ。

問い合わせ・申込先

廿日市市スポーツ協会事務局 ☎ 4480

〒738-0033 串戸6の1の1